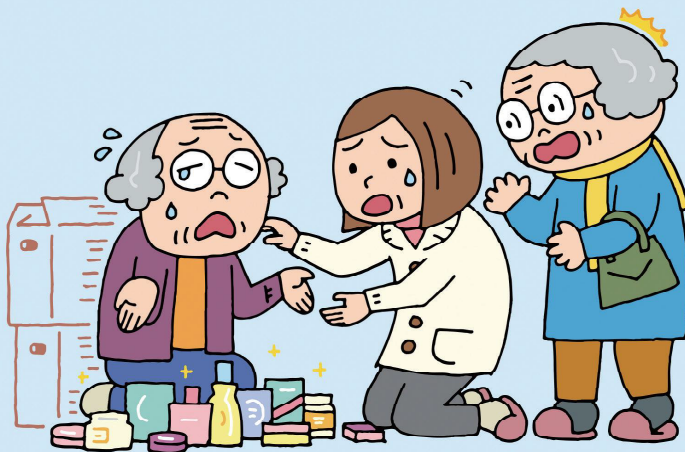


消費生活センターだより

No.35

浦安市消費生活センター
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
TEL. 047-390-0086
FAX. 047-390-6521見守り
新鮮情報

叔母が、「通帳に3千円しか残ってあらず**生活費が無くなった**」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、**化粧品が山のよう**にあった。書類等を調べると、**長期間**に渡って契約していたようで、**約5百万円**も支払っていた。叔母に



©Kurosaki Gen

よると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだけ言うように」と言われ、契約を**強要**されていたという。
(当事者: 80歳代女性)

深刻な高齢者の消費者被害
見守りで防止しましょう

ひとこと助言



見守るくん

- 高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額を支払い後だったというケースも見られます。
- このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻りに連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。
- 少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。家族や周囲の方も相談できます。

消費者教育講座を開催！

消費生活センターでは、日常生活における身近な問題を取り上げ、暮らしの中での役立つ情報や知識を広く市民の皆さんに啓発するため、様々な消費者教育講座を開催しています。今年はこれまでに4回の講座を開催しました。今後も皆さんの消費生活に役立つ講座を開催していきますので、ぜひご参加ください。

講座開催のご案内は、**市ホームページ・広報うらやす・公民館情報誌「ルネサンス」**に掲載しますので、ご確認ください。

今年度実績

●意外と知らない？冷凍食品の豆知識

日時：7月25日（木）14：00～15：30

講師：三浦 佳子氏（一般財団法人日本冷凍食品協会）

内容：私たちの暮らしになくてはならなくなった「冷凍食品」の基礎知識や安全性・役立つ情報など



●悪質商法の手口と対策

～さまざまな商法の手口や対策～

日時：11月13日（水）14：00～15：30

講師：明石 久美氏
（消費生活相談員 / 消費生活アドバイザー）

内容：契約に関する注意点やクーリング・オフの期間や分類、悪質業者への対応や対策など



●人生100年時代の片づけ術

～高齢になっても困らない簡単な片づけ方、
やっておいたほうがいい生前整理など～

日時：11月20日（水）14：00～15：30

講師：渡部 亜矢氏
（一般社団法人実家片づけ整理協会代表）

内容：安心・安全・健康に暮らせる家にするための片付け方法や役立つ情報など



●健康食品の上手な付き合い方

～健康食品は魔法の食品ではありません～

日時：11月27日（水）14：00～15：30

講師：千葉 一敏氏（アドバイザースタッフ研究会
世話人／NR・サプリメントアドバイザー）

内容：健康食品やサプリメントを選ぶ時の注意点や成分の効果、健康食品の消費者被害など契約に関する注意点や悪質業者への対応や対策など



出前講座に行ってきました！



消費生活センターでは、消費者の被害やトラブルを未然に防ぎ、消費者知識を身につけていただくことを目的に「**出前講座**」を実施しています。

12月17日（火）に老人クラブの『海風の街これから会』のご依頼で出前講座を実施しました。

専門的な知識をもった消費生活相談員が直接伺い、楽しく分かりやすくお話ししています。地域の集会やグループの学習会などに**是非**ご利用ください。

【内 容】 悪質商法の手口と対策
若者が巻き込まれやすい消費者トラブル
高齢者を狙う悪質商法 など

【講 師】 消費生活相談員

【費 用】 無料

【申込方法】 参加人数 10 名以上で、会場をご用意ください。
事前に消費生活センターまでご連絡いただき、申込書をご提出ください。



一人で悩まず、 消費生活センター に気軽に相談を

消費者トラブルの解消のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところか、ご紹介します。

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「商品を使ってケガをした」などの、**消費生活に関する消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては、交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくよいものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくといでしょう。



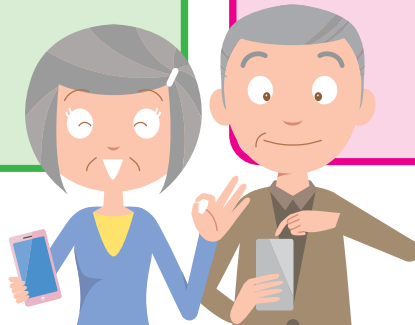
Q3 どこに電話すればよいですか？

浦安市消費生活センター
「047-390-0030」
におかけください。また、局番なしの**「188」**におかけいただくと、お近くの消費生活センター等につながります（お住いの**郵便番号**をご入力ください）。

Q4 料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には**守秘義務**がありますので、安心してご相談ください。

秘密厳守



浦安市消費生活センター 浦安市役所 10階 ☎047-390-0030

相談日：月～金（祝日及び振替休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～午後4時まで